

# 認定農業者たより Next Step

玖珠九重版 令和3年12月  
大分県西部振興局 生産流通部

Tel : 0973-23-2217

Fax : 0973-23-3473

記事へのご意見等をお寄せください

## 種苗法改正に伴う大分県の対応方針について

令和3年4月に種苗法の一部を改正する法律が施行されました。今回の法改正は、国内で開発されたぶどう等の優良品種が海外に流出して他の国で増殖され第三国に輸出・販売される等の事態が発生したことを受け、育成者権者の意思に応じて、種苗の海外流出を防止する等の措置ができるようにして育成者権を保護することを目的に、見直しが行なわれたものです。



### 1 種苗法（品種登録制度）とは…

新しい品種を育成するためには専門的な知識、技術と多くの費用や労力が必要です。しかし、育成した品種の育苗は簡単に増殖することができるため、国は種苗法に基づいて品種を育成した人（育成者）の権利を保護し、新品種の育成の振興を図っています。

登録品種の種苗を育成者から許可を得ずに生産、販売した場合には育成者から差止請求、損害賠償請求等を求められます。また、故意による権利侵害の場合は、刑事罰（10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金）を科せられることがあります。

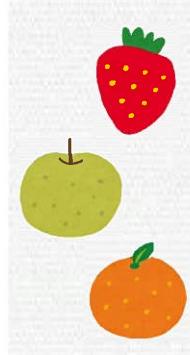
### 2 主な改正点

#### (1) 登録品種の育成者権者（開発者）が輸出先国や国内の栽培地域を指定することが可能になりました。（令和3年4月1日～）

○大分県の登録品種は、国に届出を行い、すべて海外への種苗の持ち出しを制限しております。

【大分県が開発した登録品種】

農産物の種類	品種名
いちご	大分6号（ベリーツ）
なし	豊里
かんきつ	大分果研4号、大分果研6号（※品種登録出願中）
トルコギキョウ	チェリービー、チェリービー2号、チェリービー3号
ヤマジノギク	TOYOロマン2号
大麦	トヨノホシ



#### (2) 登録品種の表示が義務化されました。（令和3年4月1日～）

○登録品種の種苗を、業として譲渡する場合や販売する際は、「登録品種であること」や「海外持ち出し制限があること」、「国内栽培地域の制限があること」の表示を付すことが義務化されました。



○表示の記載例など詳細については、農林水産省作成のパンフレットをご覧のうえ、適正な表示を行ってください。 詳しくはこちらから⇒

#### (3) 登録品種の自家増殖は令和4年4月1日から、育成者権者（開発者）の許諾が必要となります。

○大分県が開発した登録品種については、基本的に新たな許諾手続を求めない方針を決定しました。また、自家増殖に係る許諾料は徴収しません。

一部の品種（イチゴ、果樹、大麦等）については、登録品種利用許諾契約書の条項の中に許諾内容（※）に関する条項を追加することで対応します。

※1（自家増殖の許諾内容の記載例）

当該品種の種苗を県内で自作する直近の本田栽培又は自家増殖に全て供すること。

（営農推進班 後藤）

# 片付けはターニングポイントです！

11月に入り今作の片付けを始める時期になりました。今年は玖珠・九重地域でもトマトやビーマンに黄化えそ病・モザイク病などのウイルス病や青枯病などの細菌病が発生しました。次作への影響を減らすために以下のチェックリストを参考に残渣処理をしましょう。

※黄化えそ病や媒介中のアザミウマ類については先月号を御参照ください。

## 片付けのチェックリスト



チェック欄	項目
<input type="checkbox"/> 1	<b>作物を圃場外に出す前にアザミウマ類の防除をした(TSWV対策)。</b> →ウイルスを保菌しているアザミウマ類を外に出さないため
<input type="checkbox"/> 2	<b>ハウスから3メートル範囲の雑草管理ができている。</b> <b>除草した(TSWV、CMV対策)。</b> →アザミウマ類やアブラムシ類は未枯死の植物残渣や周辺雑草に生息し、次作期まで生き延びます
<input type="checkbox"/> 3	<b>植物残渣は株を枯らして、抜根までした。</b> →土壤病害（青枯病・かいよう病・白絹病等）の病原菌は根付近で密度が高くなる根が残っていると病原菌の密度が減少しにくい
<input type="checkbox"/> 4	<b>枯れた株は圃場外に持ち出し、速やかに土中へ埋却あるいは焼却した。</b> →ウイルスに感染した株をアザミウマ類に吸汁させないため →トマト青枯病（細菌病）感染株はできるだけハウスから離れた場所で処理する
<input type="checkbox"/> 5	<b>圃場内のマルチ、圃場内外の残った葉や果実などの残渣を片付けた。</b> →各種病害虫の越冬場所をつくらないため
<input type="checkbox"/> 6	<b>ハウスビニールを剥いだ。</b> →ハウス内を寒に当てて、病害虫を越冬させないため（密度を減少させるため）
<input type="checkbox"/> 7	<b>土壤診断のための土壤を採取し提出した。</b> →土壤の化学性のバランスが崩れると病害虫の発生を助長することがあるため →作物が健全に生育するには、生物性・物理性・化学性のバランスのとれた土壤状態である必要がある
<input type="checkbox"/> 8	<b>細菌病やウイルス病が発生した圃場の農業資材（支柱等）をケミクロソ等を用いて消毒した。</b> →感染源を絶つため
<input type="checkbox"/> 9	<b>防草シートが破れたりめくれたりしていない。or破れていたので補修した。</b> →アザミウマ類等、ウイルス媒介虫の生息場所を作らないため
<input type="checkbox"/> 10	<b>土壤消毒の計画を立てた</b> →病害虫の被害を受けた圃場は次作に向けて土壤消毒が必須。 ギリギリに準備を始めると間に合わない可能性があるので、薬剤選定や方法確認等事前に行いましょう。

地域でウイルス病が蔓延すると絶やすのがとても難しくなります。産地を守るために、1人1人が適切に片付けをしましょう！

（園芸第二班 阿部）

# 未利用地等を活用して放牧をしてみませんか？

肉用牛経営は近代的な施設による大規模化が進んでいますが、一方で放牧を取り入れるなど粗放的な管理により投資額を抑えた経営を行うことも可能です。

また、牛が運動することで足腰が強くなるなど健康な状態となり、繁殖牛においては分娩事故が少なくなります。

未利用地等を活用した放牧では、はじめに野草を使い放牧しますが、やがて野草は食べ尽くされるので、牧草（オーチャードグラスなど）を播種し、永続的な放牧が可能な草地を作り替える必要があります。1haあれば3頭の牛をおよそ150日から180日間放牧できます。牛は仲間と行動する動物なので、できる限り2頭以上で放牧しましょう。

## **【放牧を行うことのメリット】**

### **1 飼養コストの低減**

放牧では、牛が放牧地の草を直接食べることから飼料生産や給与が省力化できるとともに、飼養コストの低減を図ることができます。

### **2 ふん尿処理の省力化**

放牧時のふん尿は草地に還元されるので、ふん尿処理の省力化が図られます。

### **3 労働時間の短縮**

飼料調製・給与、ふん尿処理に要する労働時間が短縮されます。

### **4 濃厚飼料及び貯蔵飼料調製量の低減**

短草を利用する放牧草の栄養価は高いので、濃厚飼料も節減することができます。また、放牧期の粗飼料給与量を大幅に減らすことができます。

### **5 衛生費の節減及び分娩間隔の短縮**

趾蹄や足腰が強くなりストレスも少ないので、牛が健康となり分娩前後の事故や障害も少なくなります。また、発情兆候が顕著となり発情を見逃すことが少なくなります。

## **【放牧を始めるに必要な資材】**

### **1 牧柵（電気牧柵、有刺鉄線等）**

### **2 水飲み場**

### **3 避難施設、捕獲施設（状況に応じてあると良い）**

振興局では新たに放牧の実証展示を行う方に電気牧柵を貸し出していますので、これから放牧を検討される方はお気軽に連絡して下さい。

## **放牧地の適切な管理のお願い**

県内で放牧牛が国道を横断する等、重大事故が懸念される脱柵事案が発生しました。同様の事故防止に向けて、改めて電気牧柵や放牧地の適切な管理をお願いします。

（畜産班 畑尾）

## あなたも参加してみませんか？

# 大分県産乾しいたけブランド「うまいだけ」の取組

### [概要]

乾しいたけは大分県を代表する产品ですが、近年では食生活の变化等に伴い、家庭消費量が減少しています。そこで県では生産から流通（市場・袋詰業者等）、販売に至るまでの関係者と協議し、大分県産乾しいたけの新たな需要創出に向け、新ブランド商品「うまいだけ」を販売することになりました。うまいだけは品種毎に袋詰めされた商品です。品種の持つ「旨味」や「機能性」といった特徴を前面に打ち出して販売・PRします。

### [対象となる品種]

ゆう次郎、にく丸、新908、とよくに、115、193、240

### [認定基準]

以下の認定基準を遵守する必要があります。

- 1 大分県内の原木を使用し、大分県内で生産した原料である
- 2 山箱及び出荷袋毎に品種を統一した原料である  
また、そのための生産を別添チェックリストのとおり実施する
- 3 大分県椎茸農業協同組合で使用する乾しいたけの選別規格表の品柄区分で「3」以上の原料又は、これに準じた品柄の原料である  
※「3」以上とは、冬菇、香菇、香信の並品以上を示す  
傘の縁に巻きの無いバレ葉や黒子、乾燥不良、色落ち品はうまいだけの対象外
- 4 虫や異物の混入がなく、しっかりと乾燥された原料である

### [取組への参加方法]

- 1 県振興局担当者へ連絡
- 2 同意書及びチェックリストを県に提出
- 3 出荷箱にブランドの対象である旨及び品種名を表示して出荷

### [その他]

参加者の方には以下のことをお願いしています。

- 1 品種毎の植菌量を毎年5月に報告
- 2 ブランド維持のための検査へのご協力



県では本取組の参加者を随時募集しています。ご興味のある方は下記担当者までお問い合わせください。

大分県西部振興局 農山村振興部 林業・木材・椎茸第二班 大久保  
(TEL 0973-22-2585)

(林業・木材・椎茸第二班 大久保)

# 園芸施設の雪害対策について

近年、大雪等により園芸施設の倒壊等の被害が多発しています。万一の場合に備え、降雪前にハウスの点検・補修など実施し、適切に管理しましょう。

## 1 事前の対策

- ・ハウスの被覆資材の破れや隙間の点検、補修等により、保温性向上に努める。
- ・谷樋など荷重が集中すると思われる部分を特に補強する。
- ・基礎部分が腐食している場合は、パイプの交換や補強資材により、強化を図る。
- ・基礎の沈下を防ぐため、谷樋からのオーバーフロー防止対策を講ずる等、施設の保守管理と構造強化に努める。
- ・停電した場合に備え、かん水に必要な水をタンクに貯めておく。

## 2 降雪直前からの対策

- ・チェックリストを活用して、保守管理を確認する。
- ・積雪前に内部被覆を開放した上で暖房を行い、融雪対策に努める。
- ・積雪深がハウスの耐雪強度を大きく上回る場合は、被覆資材を切断除去することで施設への積雪を防ぐ。

## 降雪前のチェックリスト

情報収集	①	最新の気象情報、警報、注意報を常にチェックしますか。
融雪準備	②	暖房機の燃料残量は十分にありますか。
	③	暖房機は正常に作動するか確認しましたか。
	④	(発電機を持っている場合) 非常用発電機を加温機、環境制御装置に接続し、動作確認を行いましたか。
補強対策・雪の滑落促進	⑤	ブレースや筋かいの留め金具に緩みがないか点検しましたか。
	⑥	基礎部、接続部分、谷の樋・柱に腐食・サビはありませんか。
	⑦	谷樋や排水路、ハウスの際などの残雪やゴミは取り除きましたか。
	⑧	準備していた中柱をたてるなど応急的な補強はしましたか。
	⑨	作物を栽培していないハウスは被覆資材を外しましたか。
	⑩	被覆材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物はありませんか。
	⑪	雪の滑落を妨げる防風ネットや外部遮光資材等が展張されていませんか。

農地・農作業施設の見回りは気象情報を十分に確認するとともに、安全確保を最優先に行うようにしましょう。  
(営農推進班 後藤)

雪害対策について、  
詳しくはこちらから ⇒



大分県 HP



農水省 HP

## 生産者が自分でできる 補強資材等によるパイプハウスの構造強化対策

パイプハウス等においては、補強資材等(筋かい、タイバー、根がらみ、中柱、各部の有効的補強など)を有効な位置に取り付けることによってハウス構造の強度をアップすることが可能になります。

下記に具体的な補強資材等による構造強化対策を紹介します。

※特記: 下記掲載の参考標準価格は、間口6m×奥行55m=330m<sup>2</sup>(100坪)にて算出した材料費であり、工事費等は含まれておりません。

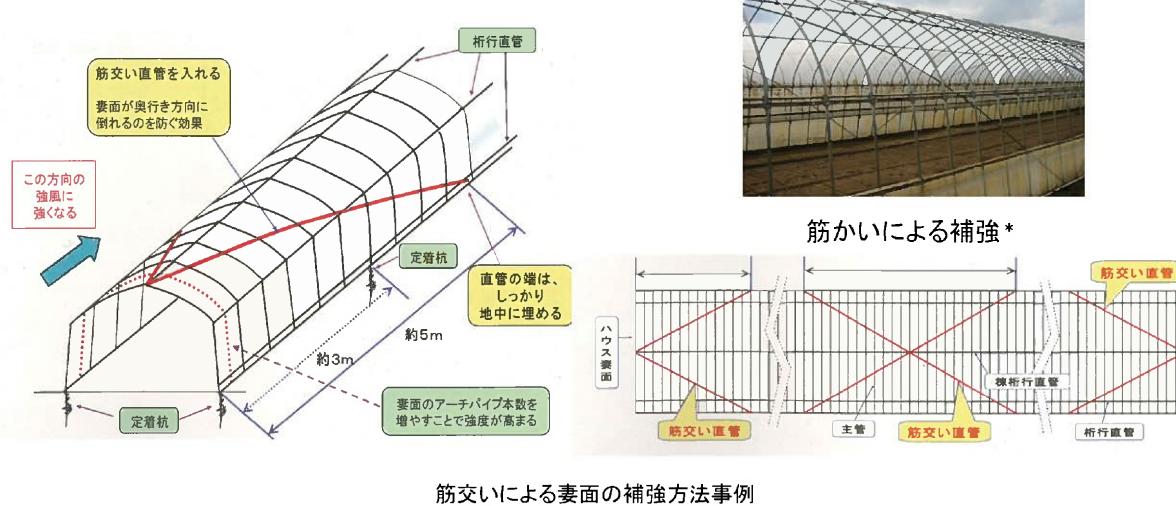
### 1. 筋交い直管による補強（耐力20%程度向上）

【目的】ハウスを剛強に固め、妻面が桁行方向及び間口方向へ倒れるのを防止する。

【設置上の注意】筋かい直管は、各アーチパイプと部品等で固定し、下端部は必ず地面に30cm以上埋め込むこと。

【設置効果】主管の耐力は筋かいを設け、横倒れを防止することによってハウス全体の**耐力が20%程度アップ**する。

【参考標準価格】概算64,000～71,000円(平成26年6月現在)



筋交いによる妻面の補強方法事例

### 2. タイバー及び斜材でX型による補強

#### 1) タイバーによる補強（風への耐力6%、雪への耐力43%程度向上）

【目的】アーチパイプの変形抑制を防止し、特に耐積雪強度をアップする。

【設置上の注意】軒から棟の高さを  $f$  とすると、軒から  $f/4$  の位置に取り付ける。

【設置効果】タイバーを全てのアーチパイプに取り付けた場合には、取り付けていないハウスと比較して、**風への耐力は6%程度、雪への耐力は43%程度アップ**します。(4スパンに1箇所設置した場合)

【参考標準価格】概算85,000～97,000円(平成26年6月現在)

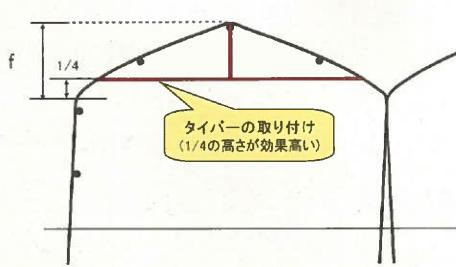
#### 2) 斜材でX型による補強（風への耐力9%、雪への耐力65%程度向上）

【目的】アーチパイプの変形抑制を防止し、特に耐積雪強度をタイバー補強よりさらにアップさせる。

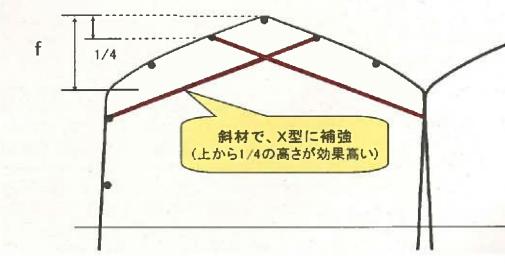
【設置上の注意】軒から棟の高さを  $f$  とすると、棟から  $f/4$  の位置と軒を結ぶように斜材でX型に取り付ける。

【設置効果】X型の斜材を全てのアーチパイプに取り付けた場合には、取り付けていないハウスと比較して、**風への耐力は9%程度、雪への耐力は65%程度アップ**します。(4スパンに1箇所設置した場合)

【参考標準価格】概算120,000～130,000円(平成26年6月現在)



タイバーによる肩部の補強事例



X型の斜材による肩部の補強事例

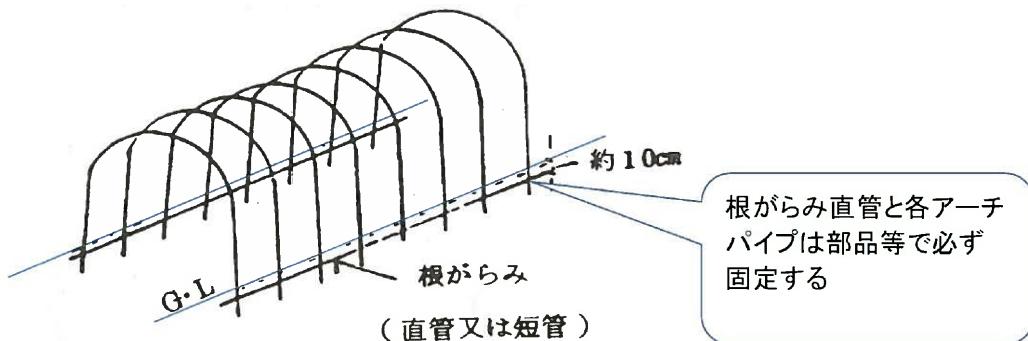
### 3. 根がらみによる補強（耐力が10%程度向上）

【目的】強風時のハウス主管の引き抜き力防止と局部的な積雪荷重に対して沈下防止する。

【設置上の注意】地盤面(G.L.)下10cm付近に根がらみ直管と各アーチパイプを部品等で固定する。

【設置効果】根がらみを取り付けた場合には、取り付けしていないハウスと比較して、**ハウス全体の耐力が10%程度アップ**する。なお、根がらみ設置は、地盤が軟弱な場合の対策としても有効な手段である。

【参考標準価格】概算56,000～64,000円(平成26年6月現在)



### 4. 中柱による補強（3m間隔に設置すると耐力が25kg/m<sup>2</sup>向上）

【目的】屋根荷重を抑える。

【設置上の注意】主管(桁行直管では効かない)の棟部または棟部を中心に対称位置に支えるのが有効である。

【設置効果】間口6mのハウスで、仮支柱を3m間隔にて配置した場合、1本の支柱で支える屋根面積は、  
 $5.4\text{m} \times 3\text{m} = 16.2\text{m}^2$ 、積雪単重を1kg/cm/m<sup>2</sup>で、積雪深25cmとした場合、 $25 \times 16.2 = 405\text{kg}$   
結果、1本の支柱で400kgに耐える支柱の設置が望まれる。

【参考標準価格】概算80,000～100,000円(平成26年6月現在)

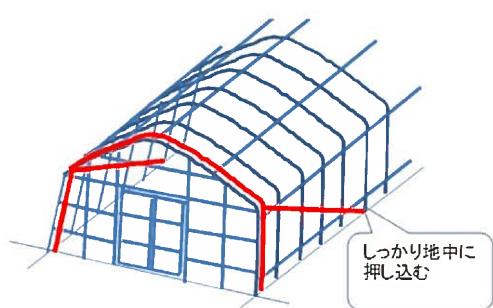


## 5. 各部(妻面、側面、水平方向、桁方向等)の有効的補強

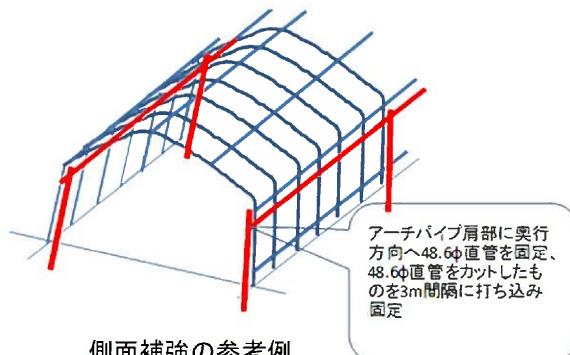
【目的】妻面・側面・水平ばり・桁ばり等の補強により、強風や上からの積雪荷重や堆積雪等の対策とする。

【設置上の注意】ハウス設置場所の条件等により風向き等を考慮した安価で有効な補強方法を検討する。

※下記に各部の有効的補強の具体例を示します。



妻面補強の参考例  
(風対策に有効)



側面補強の参考例



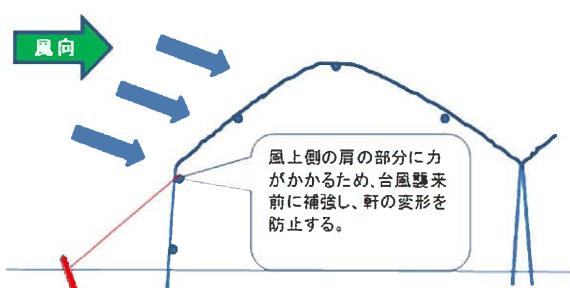
方杖による補強\*

## 6. その他(強風対策等)の補強

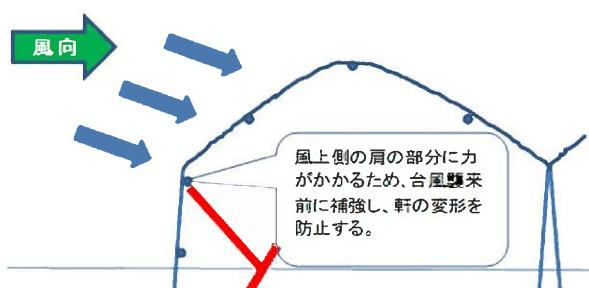
【目的】強風・台風等により破損しやすい箇所の補強により、ハウス全体の耐力をアップさせる。

【設置上の注意】ハウス設置場所の条件等により風向き等を考慮した安価で有効な補強方法を検討する。

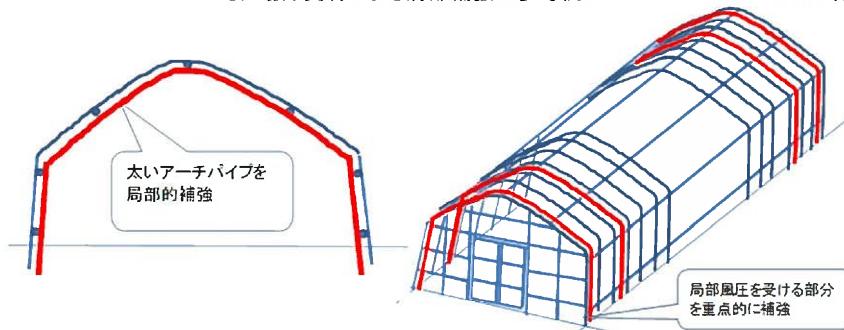
※下記にその他(強風対策等)の有効的補強の具体例を示します。



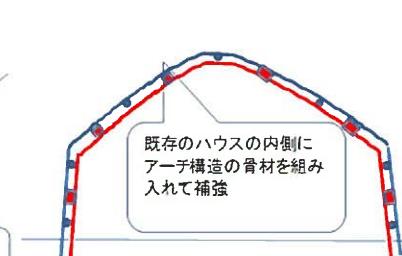
引っ張り資材による肩部補強の参考例



つかえ棒等による肩部補強の参考例



太めのパイプにて局部的に補強の参考例



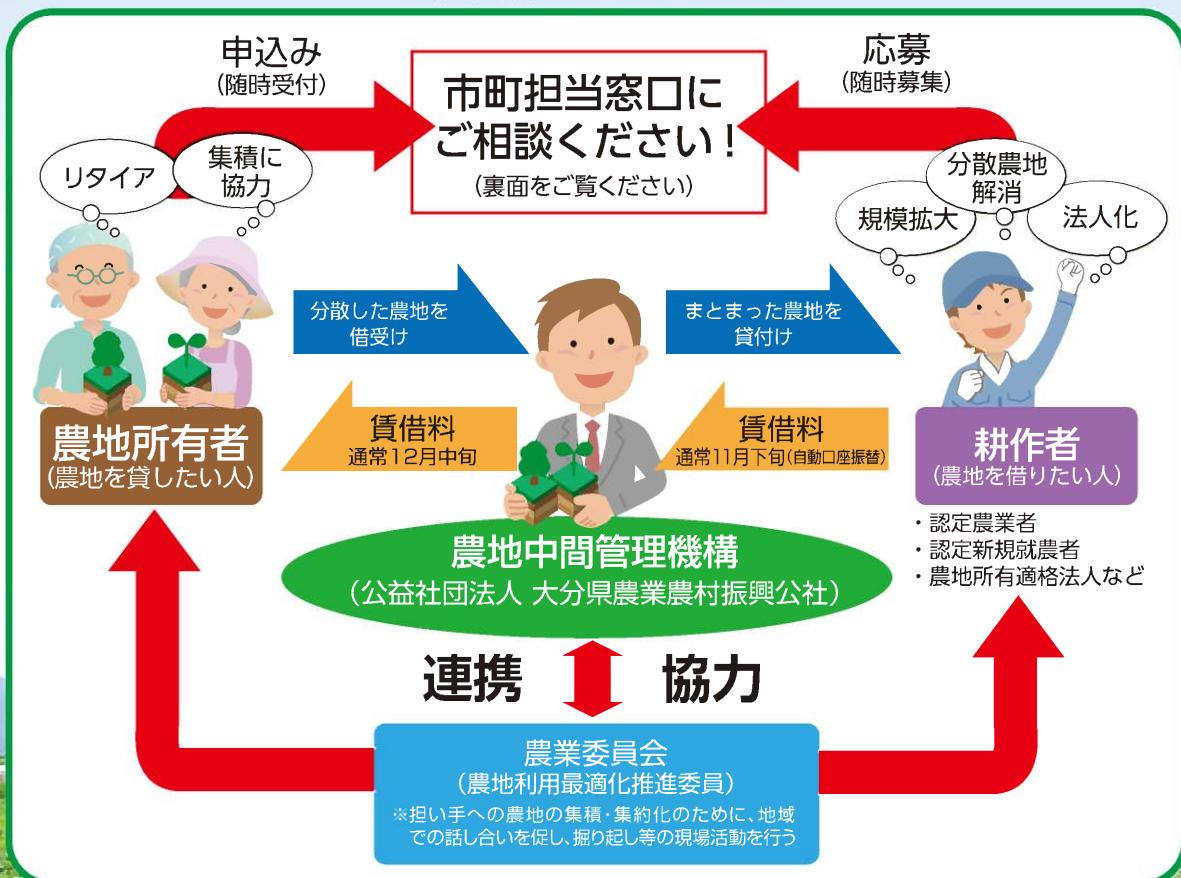
二重アーチによる補強の参考例

### 注意

必要以上に屋根部や側面部を補強するとハウス内の光量が不足し、作物の成長に影響を及ぼす可能性があるため、自分の地域にあわせた適切な補強を行いましょう。

# 農地の貸し借りには 農地中間管理事業を活用しましょう

## 事業のしくみ



## 事業を活用するメリット

※「農地所有者」「耕作者」とともに、農地中間管理事業を活用する際の事務手数料は無料です

### 農地を貸したい方へ (農地所有者)

- ①賃借料は耕作者から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします
- ②借入期間が過ぎたら、農地はお返しします (延長もできます)

### 農地を借りたい方へ (耕作者)

- ①まとまりのある農地を借り受けたり、他の耕作者と農地交換したりして、農作業の効率化が図れます
- ②農地所有者が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます
- ③農地所有者への賃借料の振込手数料は機構が負担します

**大分県農地中間管理機構**  
(公益社団法人大分県農業農村振興公社)



## 農地中間管理事業について

**農地中間管理事業とは** 県知事から指定を受けた農地中間管理機構(公益社団法人 大分県農業農村振興公社)が、地域内の分散した農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、一定期間貸し付ける事業です

**対象となる農用地等**

- 市街化区域以外の農用地等
- 借受希望者の状況等から、貸付が確実に行われる見込みがある農用地等
- 再生不能と判断されている遊休農地等、著しく利用困難な農用地等でないこと

### 農地中間管理機構活用のメリット

#### ① 農作業等の効率化（耕作者）

農地の集積集約化により、担い手はまとまった農地を耕作でき、農作業の効率を上げられます  
また、賃借料は、支払い先が機構に一本化され、機構が責任をもって農地所有者に支払います

#### ② 不安解消（農地所有者・耕作者）

一定期間、貸付けるまたは借受けることで、「農地所有者」「耕作者」とも将来の不安が解消されます

#### ③ 集積協力金（地域・農地所有者・耕作者）

要件を満たす「離農者」や「地域」には、国から集積協力金が交付されます

[※協力金の交付を受けるためには、要件を満たす必要があるので、下記の市町村担当課にご相談ください]

#### ④ 固定資産税の軽減（農地所有者）

所有する全農地（10a未満自作地は除く）を新たに、10年以上の期間で貸付けた方は、固定資産税が以下の期間中1/2に軽減されます

- ① 15年以上の期間で貸付けた場合には、5年間
  - ② 10年以上15年未満の期間で貸付けた場合には、3年間
- [※詳細については、市町村の税務担当課にご相談ください]

#### ⑤ 相続税・贈与税の納税猶予（農地所有者）

農地等の相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合には、所定の手続きを行えば猶予措置が継続されます

また、既に農地中間管理機構に貸付けている農地を相続または贈与する場合にも、納税猶予は適用されます

[※詳細については、お近くの税務署へご相談ください]

#### ⑥ 基盤整備が実施可能（農地所有者・耕作者）

耕作条件の悪いところは、必要に応じて基盤整備を行うことができます

[※基盤整備事業を実施するためには、要件を満たす必要があるので、市町村の基盤整備担当課にご相談ください]

#### ⑦ 活用実績で補助金配分（耕作者）

農地中間管理事業の活用実績により、農林水産省所管事業の補助金が優先配分されます

### お問い合わせはこちらへ

※農地の売り賣い(特例事業)は各市町村の農業委員会へお問い合わせください。

#### 市町村農地中間管理事業担当課

管轄振興局	市町村名	直通(代表)番号	担当課名	管轄振興局	市町村名	直通(代表)番号	担当課名
東部	別府市	0977-21-1133	農林水産課	南部	佐伯市	0972-22-4659	農政課
	杵築市	0978-62-1810	農林水産課	豊肥	竹田市	0974-63-4805	農政課
	国東市	0978-72-5167	農政課		豊後大野市	0974-22-1001	農業振興課
	日出町	0977-73-3127	農林水産課	西部	日田市	0973-22-8211	農業振興課
	姫島村	0978-87-2282	企画振興課		九重町	0973-76-3804	農林課
中部	大分市	097-574-6186	農政課		玖珠町	0973-72-7164	農林課
	臼杵市	0974-32-2220	農業委員会	北部	中津市	0979-22-1111	農政振興課
	津久見市	0972-82-9514	農林水産課		豊後高田市	0978-25-6243	農業ブランド推進課
	由布市	097-582-1293	農政課		宇佐市	0978-27-8155	農政課